親元近くに住み替えませんか

小学生以下のこども(出産予定を含む)がいる世帯が、市内に住む親元近くに住み替えて、新たに同居か近居を始める場合、引っ越し費用などの一部を助成します。
問コミュニティ再生課(☎504-2125、FAX504-2029)

三世代の支えあいと地域の活性化のために

市は、市内に住む親元近くに住み替え、同居か近居を始める場合に、引越し費用などを助成する三世代同居・近居支援事業を実施しています。ちょっとしたことや、いざというときに行き来しやすい距離に住むことで、お互い安心して生活することができます。

若い世帯やこどもが引っ越してくることで、地域コミュニティの担い手が増え、地域の活性化にもつながります。三世代で協力して地域活動に参加し、地域の中で暮らしませんか。詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 1018432

【助成対象となる経費(子世帯が負担する経費)】
- 引越し費用
- 不動産登記費用
- 仲介手数料
- 礼金

助成対象経費の1/2　最大10万円を助成

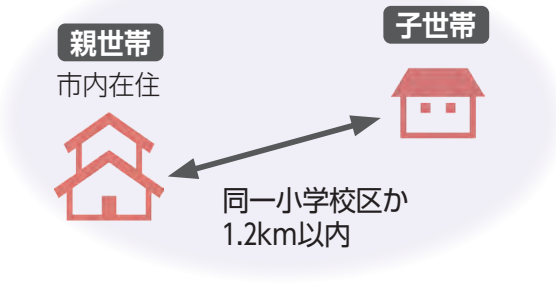
【主な申し込み要件(子世帯が申請)】
- 小学生以下のこども(出産予定を含む)がいる世帯(子世帯)が、新たに親世帯と同居か近居する
- 対象経費に関して他の公的助成を受けていない
- 住み替え先で、子世帯が町内会・自治会に加入する。加入後は、継続して会の活動や運営に積極的に参画する意思がある　など

【申し込み方法】 転居前(住民票異動前)の申請が必要です!

電子申請システムか直接、郵送で同課へ。転居後(住民票異動後)は申請できません。先着130件

申請は、便利な電子申請システムで!

【近居のイメージ】



「近居」とは、親世帯と同じ小学校区内に住む場合か、子世帯と親世帯の住宅が直線距離で1.2km以内の範囲にある場合をいいます

interview　介護も育児も家族みんなで



支援制度を利用して同居を始めた田村さん

農業と父の介護に協力することや、家財整理のために実家に戻ろうと考えていたときに制度を知りました。

同居したことで、お互い急な体調変化にもすぐに対応できるため安心して過ごせるようになりました。育児も私と妻に加えて母が戦力として加わってくれ、負担が軽減されています。また、母にとっては、父の介護を私と妻も行えることになり、身体的な負担が和らぎ、気持ちにもゆとりが生まれたようです。こどもも母によく懐き、覚えたての言葉で「ばあちゃん」と呼び、母もとても喜んでいます。こどもにとっても日常的に関わる人が増えたことで、生活がより豊かになり成長に良い影響を与えていると思います。

自治会に加入したことで、地域に根付いた暮らしができ、新たな価値観も生まれ、地域の活性化も自分事として感じられそうです。

親との同居や近居を考えている人には、この制度の利用を勧めたいです。



保育園などの一次受け付けを開始

11月24日㈫から、来年4月入園分について、区福祉課で受け付けを開始します。
問区福祉課(問い合わせ先は下記)

【対象】保護者が仕事や病気、妊娠・出産、求職活動、家族の介護・看護などで、昼間、家庭で保育できないこどものうち、①4月から新しく入園を希望するこども、②既に申し込んでいるがまだ入園が決まっていないこども

【対象施設】保育園(公・私立)、認定こども園(公・私立)の保育園部分、小規模保育事業所(私立)、事業所内保育事業所の地域枠部分。施設の名称など詳しくは、保育園などで配布する一覧か市ホームページ(右下)で

【必要書類】①所定の申請(申込)書と保育を必要とする証明書などの添付書類。必要書類・保育園などの一覧は、11月24日㈫から、市ホームページか区福祉課、出張所、上記対象施設で②入園を希望する保育園などのある区の福祉課から必要書類を郵送

【申し込み方法(一次受け付け)】必要書類を、11月24日㈫～来年1月12日㈫の平日8:30～17:00に、区福祉課へ。電子申請も可(提出期限が異なるため、詳しくは市ホームページで)

【休日・夜間受け付け】12月13日㈰は9:30～16:00、12月22日㈫、来年1月5日㈫は20:00まで受け付け

【二次受け付け】一次受け付けの結果、保留となったり、一次受け付けに間に合わなかったりした人は、来年2月19日㈮～26日㈮の平日8:30～17:00(24日㈫は20:00までの夜間も受け付け)の二次受け付けに申し込み可

【2月・3月入園の受け付け】2月・3月入園の受け付けは、来年1月12日㈫まで。詳しくは市ホームページで

市HP ページ番号 1003487

【問い合わせ先】(区福祉課)

区	連絡先	区	連絡先	区	連絡先	区	連絡先
中	☎504-2569 FAX504-2175	南	☎250-4131 FAX254-9184	安佐南	☎831-4945 FAX870-2255	安芸	☎821-2813 FAX821-2832
東	☎568-7733 FAX568-7781	西	☎294-6342 FAX294-6311	安佐北	☎819-0605 FAX819-0602	佐伯	☎943-9732 FAX923-1611

犯罪被害者などを支援

市は、「広島市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者などの権利利益を保護し、市民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいます。
問市民安全推進課(☎504-2714、FAX504-2712)

1次被害だけでなく2次被害も

犯罪被害を受けた人は、直接的な被害だけでなく、被害から時間が経過しても、精神的なショックや体の不調などの問題に悩まされることが少なくありません。

支援制度を設けています

市は、被害者やその家族に対する生活の平穏に向けた支援制度を設けています。詳しくは、市ホームページで。

市HP ページ番号 1020472

悩まず相談を

もし、犯罪被害に遭ったり、危険を感じたりしたら、一人で悩まずに相談窓口(下表)にご相談ください。

市犯罪被害者等総合相談窓口	☎504-2722、FAX504-2712
警察安全相談電話(県警察)	☎228-9110、#9110
性犯罪相談電話(県警察)	#8103 0120-630-110、#8103
性被害ワンストップセンターひろしま	☎298-7878、#8891
広島被害者支援センター	☎544-1110

被害者支援講演会・演奏会を開催します

被害者本人や家族の現状を知り、周りの人ができる支援について考えてみませんか。

【日時】11月28日㈯13:30～16:00
【場所】広島弁護士会館(中区上八丁堀2-73)
【内容】犯罪被害者遺族による講演会と県警察音楽隊による演奏会





【申し込み】電話かファクスで、11月18日㈬までに、広島被害者支援センター事務局へ。先着100人
【問い合わせ】☎245-6667、FAX245-6668